

市営バス車内広告掲載要領

(目的)

第1条 この要領は、富士宮市有料広告掲載取扱要綱（平成19年12月14日市長決裁。以下「要綱」という。）に定めるもののほか、その他広告媒体として活用できる資産として市長が指定した宮バスの車内に広告物を掲載するのに必要な事項を定めるものとする。

(広告の規格等)

第2条 要綱第6条に定める広告の規格及び掲載位置は、原則として次の各号のとおりとする。

(1) 規格 B3サイズ横とする。

(2) 掲載位置 市が指定する宮バス車両において、窓と天井の間にある広告スペース及び吊り下げレールとする。

(広告料)

第3条 要綱第7条に定める広告掲載料（以下「掲載料」という。）は、下表のとおりとする。

車両	数量	金額（年額）
・ 宮バス東循環、南循環、北循環（内回り） ・ 宮バス東循環、南循環、北循環（外回り） ・ 宮バス芝川地域路線	1箇所	24,000円 (公益事業所: 8,000円)

(広告掲載の手続き)

第4条 要綱第8条第2項に定める、富士宮市有料広告掲載申込書は原則として広告掲載開始希望の初日の1週間前までに提出するものとする。

2 要綱第8条第3項に定める、富士宮市有料広告掲載（不掲載）決定通知書（以下「通知書」という。）により広告掲載決定を受けた広告掲載者は、市の指定する日までに広告掲載料を納付するものとする。

(広告の掲載期間)

第5条 広告掲載期間は、原則として掲載を始める月の1日から1年間とし、掲載期間内の広告物の変更は妨げない。

(その他)

第6条 この要領に記載のない事項は、双方協議の上決定するものとする。

附 則

この要領は、平成23年9月28日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。